

建経工 第 65 号
令和3年12月15日

(一社) 静岡県測量設計業協会
(一社) 静岡県建設コンサルタンツ協会
(一社) 静岡県地質調査業協会
(公社) 静岡県建築士会
(一社) 静岡県建築士事務所協会
(一社) 静岡県設備設計協会 様

静岡県交通基盤部長

静岡県委託業務監督要領、静岡県委託業務検査要領及び静岡県委託業務等成績評定要領の運用細目の一部改正について（送付）

このことについて、下記のとおり一部改正したので参考までに送付します。つきましては、貴会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 改正理由 公共工事等執行管理事務の効率化を図るため、標記要領の様式及び標記要領の運用細目の別記様式を改正する。
- 2 改正内容 <監督要領>要領第8条の監督員通知書(様式第2号)及び要領第8条2の監督員変更通知書(様式第3号)の押印を廃止する。
<検査要領>要領第11条の修補指示書(様式第4号)及び要領第14条の検査結果通知書(様式第6号)の押印を廃止する。
<成績評定要領の運用細目>運用細目2の委託業務等成績評定通知書(別記様式第2-①)、運用細目3の委託業務等成績評定通知書(修正)(別記様式第2-②)、運用細目4の委託業務等成績評定に係る説明書(回答)(別記様式第3)及び運用細目5の委託業務等成績評定に係る再説明書(回答)(別記様式第4)の押印を廃止する。
- 3 施行時期 この改正は、令和4年1月1日から施行する。
- 4 その他 改正内容については、工事検査課ホームページに掲載します。

担 当 建設経済局工事検査課
電話番号 054-221-2132